

災害応急対策活動等に関する基本協定の締結業者の募集について

●近年、地球温暖化等により風水害等のリスクが高まっていると同時に災害が起こった際の迅速な対応が求められています。

また、地震、水害、土砂災害等の災害により、公共土木施設が被災した場合、早期に被災した施設を復旧し、民生の安定を図る必要があります。

国土交通省広島国道事務所では、管内でこのような災害が発生した場合の被害の拡大防止、輸送路の確保、応急復旧等において、迅速な対策を目的とし、地域の地理等に精通し、資機材や人員を確保できる地元の建設業者及びコンサルタント業者と道路災害応急対策業務の基本協定を締結したく募集するものです。

なお、募集区間は、広島国道事務所の管理している一般国道2号・31号・54号・185号(各バイパス含む)・375号東広島呉道路です。

●募集期間：平成23年3月30日(水) から 平成23年4月15日(金) まで

●詳しくは、中国地方整備局のHP【発注・契約情報】及び広島国道事務所HP【新着情報】をご覧ください。

中国地方整備局：<http://www.cgr.mlit.go.jp/>

広島国道事務所：<http://www.cgr.mlit.go.jp/hirokoku/>

●問合せ先

国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所

【担当】 副所長(技術) いのもり 猪森 しょういち 正一

防災情報課長 ふくむら 福村 まこと 誠

TEL(082) 281 - 4133 FAX(082) 286 - 7897

道路等災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「道路等災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

平成22年3月30日

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 道路等災害応急対策活動等に関する基本協定
- (2) 活動場所 広島国道事務所管内の、
- ①可部地区（国道54号、可部バイパス）、
 - ②呉地区（国道31号（呉市）、国道185号（呉市）、東広島・呉自動車道（呉市））、
 - ③西条地区（国道2号（東広島市、竹原市）、国道185号（東広島市、竹原市）、東広島・呉自動車道（東広島市、竹原市）、西条バイパス）、
 - ④広島地区（国道2号（広島市、海田町、廿日市市、大竹市）、国道31号（広島市、海田町、坂町）、西広島バイパス、広島南道路、東広島バイパス、安芸バイパス）
- を対象とする。
- (3) 活動内容 広島国道事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するものである。
- (4) 協定期間 平成23年6月1日 ～ 平成24年9月30日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」の一般競争参加資格の認定を単体で受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 過去10年間（平成13年度以降）において、広島国道事務所が発注した工事の施工実績があること。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）が発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。
- また、当該実績が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事及び中国地方整備局における平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。
- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。
- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。
- 上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
- ② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
- ・ 1級建設機械施工技士
 - ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
 - ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- (7) 公募参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が、広島県の広島地方生活圏にあること。

【「広島県の広島地方生活圏」とは、安芸高田市、東広島市、広島市、廿日市市、大竹市、竹原市、呉市、江田島市、三原市大和町（旧賀茂郡大和町）、安芸郡（府中町、海田町、坂町、熊野町）、山県郡（北広島町、安芸太田町）、豊田郡（大崎上島町）以下の範囲とする。】

- (9) H23年度に広島国道事務所が発注した各保守工事を既に請け負っている社については、当該保守工事区域以外であれば協定締結可能である。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行います。なお、協定は2区間（2箇所）まで重複して締結することができます。
- (2) 応募者が多数の場合は、各出張所に必要とする建設資機材等の搬入時間やヒアリング等を実施して決定します。

4. 担当部局

〒734-0022 広島県広島市南区東雲2丁目13-28
国土交通省中国地方整備局 広島国道事務所 防災情報課
TEL 082-281-4133 内線432

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

③技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

④道路災害応急対策担当区域図【別図-1】

※建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所及び資機材置き場の位置を記入し提出願います。なお、別図-1の範囲で会社及び資機材置き場の位置が入らない場合は、希望する担当区域との位置関係がわかる縮尺の入った図面等（様式自由）を提出願います。

⑤担当区域希望調査票【別紙-1】

※基本協定は2区間（2箇所）まで重複して締結することができますので、複数の区間において協定を希望される方は、最大2箇所まで希望順位を記載願います。また、希望する出張所への建設資機材等の搬入時間を記載願います。

⑥提供できる建設資機材等表【別紙-2】

※提供できる建設資機等及び数量を記載願います。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

- ①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。
- ②受付期間：平成23年3月30日（水）から平成23年4月15日（金）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。
- ③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

- ①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。
- ②受領期間：平成23年3月30日（水）から平成23年4月12日（火）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。
- ③提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

- ①期 間：質問を受理してから適宜に、平成23年4月15日（金）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ②場 所：4. に同じ。

(5) その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
- ②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。
また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはありません。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。
- ④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。

基本協定参加資格確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

広島国道事務所長 平出 純一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成23年3月30日付けで募集のありました「道路等災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④別図-1『道路災害応急対策担当区域図』
※会社及び資機材置き場の分かる詳細な地図
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤別紙-1『担当区域希望調査票』
- 5 基本協定締結説明書5.(1)⑥別紙-2『提供可能な建設資機材等表』

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体／JV (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

注)・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
- ・CORINSに登録を義務付けている発注機関の工事（500万円未満の工事及び平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等は除く。）の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式3)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者	〇〇 〇 〇 〇 〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)	
貴社に在籍される技術者数	一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	
	二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士	
	その他	

・貴社に在籍される技術者は実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)②に示す資格のことです。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出

- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）

→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出

- 工事成績評定通知書の写し

→当該工事实績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出

- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料

→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）

- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

技術資料

- 別図－1 『道路災害応急対策担当区域図』 →必須提出

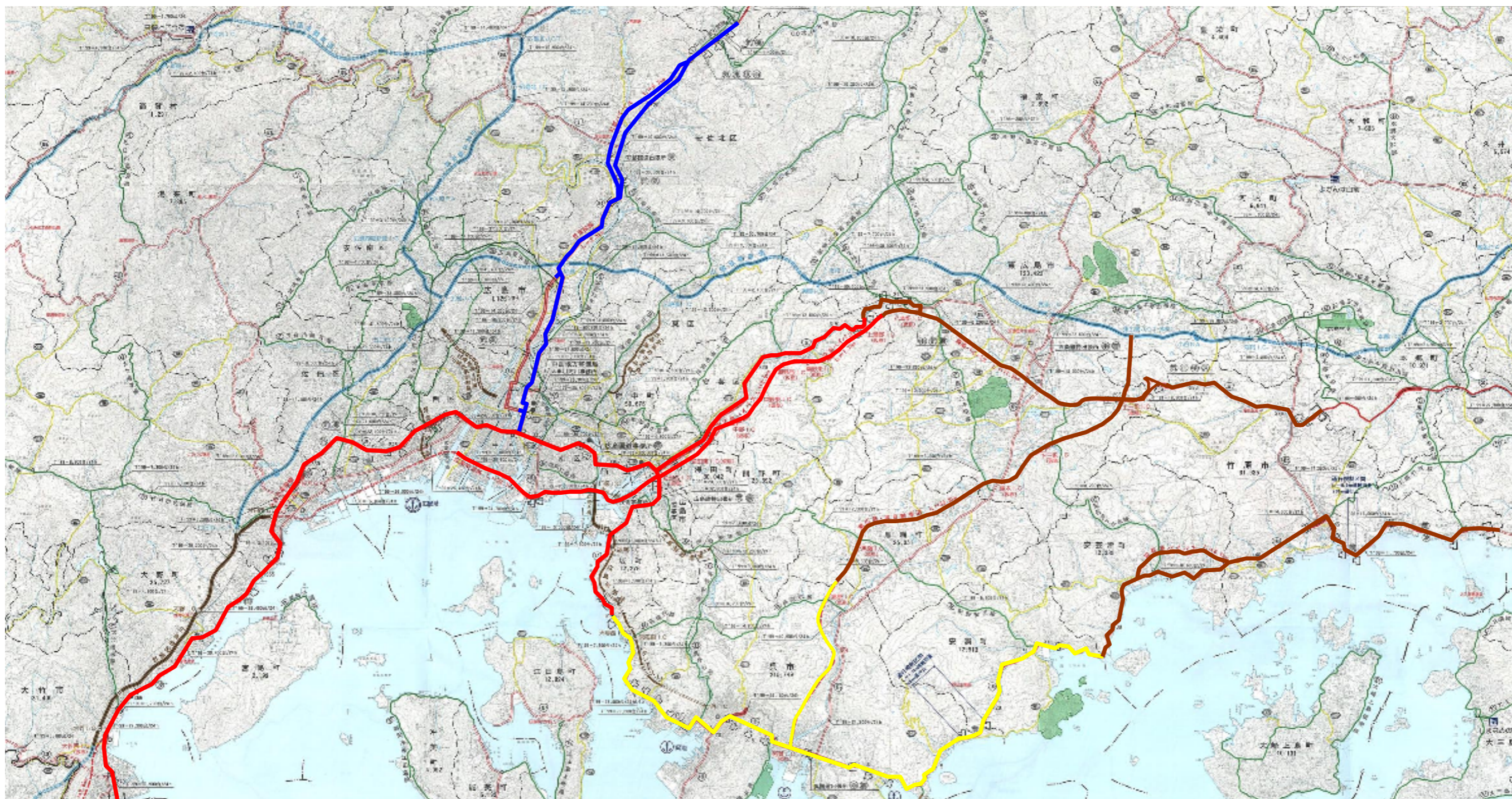
- 別紙－1 『担当区域希望調査票』 →必須提出

- 別紙－2 『提供可能な建設資機材等表』 →必須提出

- その他詳細な地図等参考資料 →必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

道路災害応急対策担当区域図



- 可部地区
- 呉地区
- 西条地区
- 広島地区

別紙－1 『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される区域について、協定締結を希望される順位を記載願います。なお、区域名については、別図－1 『道路災害応急対策担当区域図』を参照願います。

区 域 名	希望される順位	建設資機材等の搬入時間
可部地区	第2希望 ※記載例	
呉地区	第1希望 ※記載例	
西条地区		
広島地区		

※協定締結を希望できる担当区域数は、最大2箇所までとします。

※複数箇所希望される場合は、2.(8)の条件を満たす必要があります。

※建設資機材等の搬入時間は、資機材置き場から希望する各出張所までの大凡の搬入時間を記載下さい。

道路等災害応急対策活動等に関する建設資機材等の提供可能数量把握調査

業者名	本店・支店・営業所 ・資機材置場等 所在地	電話番号 F A X 番号	緊急時連絡先			他機関との 協定の有無	備考
			氏名	電話(携帯)番号	メールアドレス(パソコン)		
	(本店)	(TEL)	①				
		(FAX)					
	又は (支店)	(TEL)	②				
		(FAX)					
			③				

道路等災害応急対策活動等に関する建設資機材等の提供可能数量把握調査

1. 資材名	2. 数量

1. 資材名	2. 数量

資材例一覧表

資材名	資材名	資材名
鋼矢板 2型	覆工板(鋼製)	土木シート 吸出止
鋼矢板 3型	切込み砕石 C-40	土木シート 遮水用
鋼矢板 軽量	砂	土嚢袋
H型鋼(杭用) 300型	真砂土	バリケード
H型鋼(杭用) 350型	生コンクリート	ガードレール B-4E
H型鋼(杭用) 400型	生アスファルト	ガードレール B-2E
H型鋼(山留材) 300型	ヒューム管 φ600~φ1000	蛇かご
H型鋼(山留材) 350型	杭丸太 松	
H型鋼(山留材) 400型	鋼管パイプ φ50	

※上記資材は記入例を示したものであり、上記以外の資材(除雪用資材等)がある場合にもご記入願います。

道路等災害応急対策活動等に関する建設資機材等の提供可能数量把握調査

1. 機械名	2. 数量

1. 機械名	2. 数量

機械例一覧表

機械名	機械名	機械名	機械名
ブルドーザ 3～11t	トラック クレーン付(2～4t)	モーターグレーダー 2.2～3.1m	発電発電機 ディーゼル(150～300KVA)
ブルドーザ 15～21t	トレーラ セミ(15t)	モーターグレーダー 3.7～4.0m	電源照明車 10KVA未満
バックホウ クローラ(0.2m ³)	トレーラ セミ(20t)	振動ローラ ハンドガイド(0.5～1.1t)	電源照明車 10～30KVA
バックホウ クローラ(0.35m ³)	トレーラ セミ(25t)	ダンパ 50～100kg	照明装置 10KVA未満
バックホウ クローラ(0.4～0.6m ³)	トレーラ セミ(28t)	リフト車 12～13m	照明装置 10～30KVA
バックホウ クローラ(0.2～0.35m ³)	トレーラ セミ(32t)	散水車 4000ℓ以下	応急組立橋 TL20 1車線(L=20m)
トラクターショベル クローラ(0.4～1.3m ³)	トレーラ ポール	散水車 5300～10000ℓ	応急組立橋 TL20 1車線(L=30m)
トラクターショベル クローラ(1.4～1.9m ³)	トラッククレーン 油圧(10～16t吊)	空気圧縮機 1.4～10.0m ³ /分未満	応急組立橋 TL20 1車線(L=40m)
トラクターショベル クローラ(0.6～0.8m ³)	トラッククレーン 油圧(20～30t吊)	空気圧縮機 10.0～25.5m ³ /分未満	応急組立橋 TL20 1車線(L=50m)
トラクターショベル クローラ(1.0～1.7m ³)	トラッククレーン 油圧(35～45t吊)	水中ポンプ φ100×10～30m	応急組立橋 TL20 2車線(L=20m)
トラクターショベル クローラ(2.1～3.5m ³)	ホイールクレーン 油圧(16～25t吊)	水中ポンプ φ150×10～30m	応急組立橋 TL20 2車線(L=30m)
ダンプトラック ディーゼル(2～4t)	バイプロハンマ 電動式(15～30kw)	水中ポンプ φ200×10～30m	応急組立橋 TL20 2車線(L=40m)
ダンプトラック ディーゼル(6～11t)	バイプロハンマ 電動式(40～60kw)	電気溶接機 ディーゼル200～500A	応急組立橋 TL20 2車線(L=50m)
トラック 1.5～4.5t	ハンドハンマ 15～20kg	発電発電機 ディーゼル(20～40KVA)	
トラック 6.0～11.0t	大型ブレーカ 600～1300kg	発電発電機 ディーゼル(60～125KVA)	

※上記機械は記入例を示したものであり、上記以外の機械(除雪機械等)がある場合にもご記入願います。

道路等災害応急対策活動等に関する建設資機材等の提供可能数量把握調査

1. 職種名	2. 保有人数	
	昼間	夜間

1. 職種名	2. 保有人数	
	昼間	夜間

職種例一覧表

職種名	職種名	職種名
特殊作業員	鉄筋工	大工
普通作業員	溶接工	無線技師
軽作業員	運転手(特殊)	
法面工	運転手(一般)	
とび工	さく岩工	
石工	棟梁世話役	
ブロック工	土木一般世話役	
電工	型枠工	

※上記職種は記入例を示したものであり、上記以外の職種がある場合にもご記入願います。

災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

平成22年3月30日

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等に関する基本協定
- (2) 活動場所 広島国道事務所において管理する一般国道（別図－1参照）を対象とする。
- (3) 活動内容 本活動は、広島国道事務所において管理する一般国道、および施工中の国道において地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに広島国道事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
- (4) 協定期間 平成23年6月1日 ～ 平成24年9月30日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 過去10年間（平成13年度以降）において、広島国道事務所が発注した業務の実績があること。
- (6) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。
 - ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。
上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
 - ② 以下のいずれかの資格を保有すること。
 - ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は『建設一道路』

とする。

イ) 技術士（建設部門）を有する者。選択科目は『道路』とする。

ウ) R C C Mを有する者。専門技術部門は『道路』とする。

エ) 工学博士

- (7) (6) の基準を満たす技術者及び、本活動の実務を担当する技術員が在籍する本店又は支店が、広島県の広島地方生活圏にあること。

【「広島県の広島地方生活圏」とは、安芸高田市、東広島市、広島市、廿日市市、大竹市、竹原市、呉市、江田島市、三原市大和町（旧賀茂郡大和町）、安芸郡（府中町、海田町、坂町、熊野町）、山県郡（北広島町、安芸太田町）、豊田郡（大崎上島町）以下の範囲とする。】

3. 基本協定締結者の決定方法

(1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行います。

(2) 応募者が多数の場合は、技術者・技術員が在籍する本支店から広島国道事務所までの参集時間及びヒアリング等を実施して決定します。

4. 担当部局

〒734-0022 広島県広島市南区東雲2丁目13-28

国土交通省中国地方整備局 広島国道事務所 防災情報課

TEL 082-281-4133 内線432

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の業務実績【別記様式2】

※過去10年間（平成13年度以降）において、広島国道事務所が発注した業務の受注実績について記載願います。

※TECRISに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）を提出願います。

③技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

④活動の実施体制【別記様式4】

※2.(7)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出願います。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）。

②受付期間：平成23年3月30日（水）から平成23年4月15日（金）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：平成23年3月30日（水）から平成23年4月12日（火）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、平成23年4月15日（金）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

②場 所：4. に同じ。

(5) その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めません。

基本協定参加資格確認申請書

平成 年 月 日

担当官

中国地方整備局

広島国道事務所長 平出 純一 殿

住 所

会 社 名 ○○コンサルタント(株)

代表者氏名

平成23年3月30日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の業務実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④に定める活動の実施体制を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : ○○本店 ○○部 ○○課

電話番号 : (代) ○○○-○○○-○○○○ (内線 ○○○)

F A X ○○○-○○○-○○○○

(別記様式4)

活動の実施体制

[記入例]

会社名：

○本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の業務実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→TECRISに登録されていない場合及びTECRISで確認できない場合等は必須提出

技術者の資格・経験

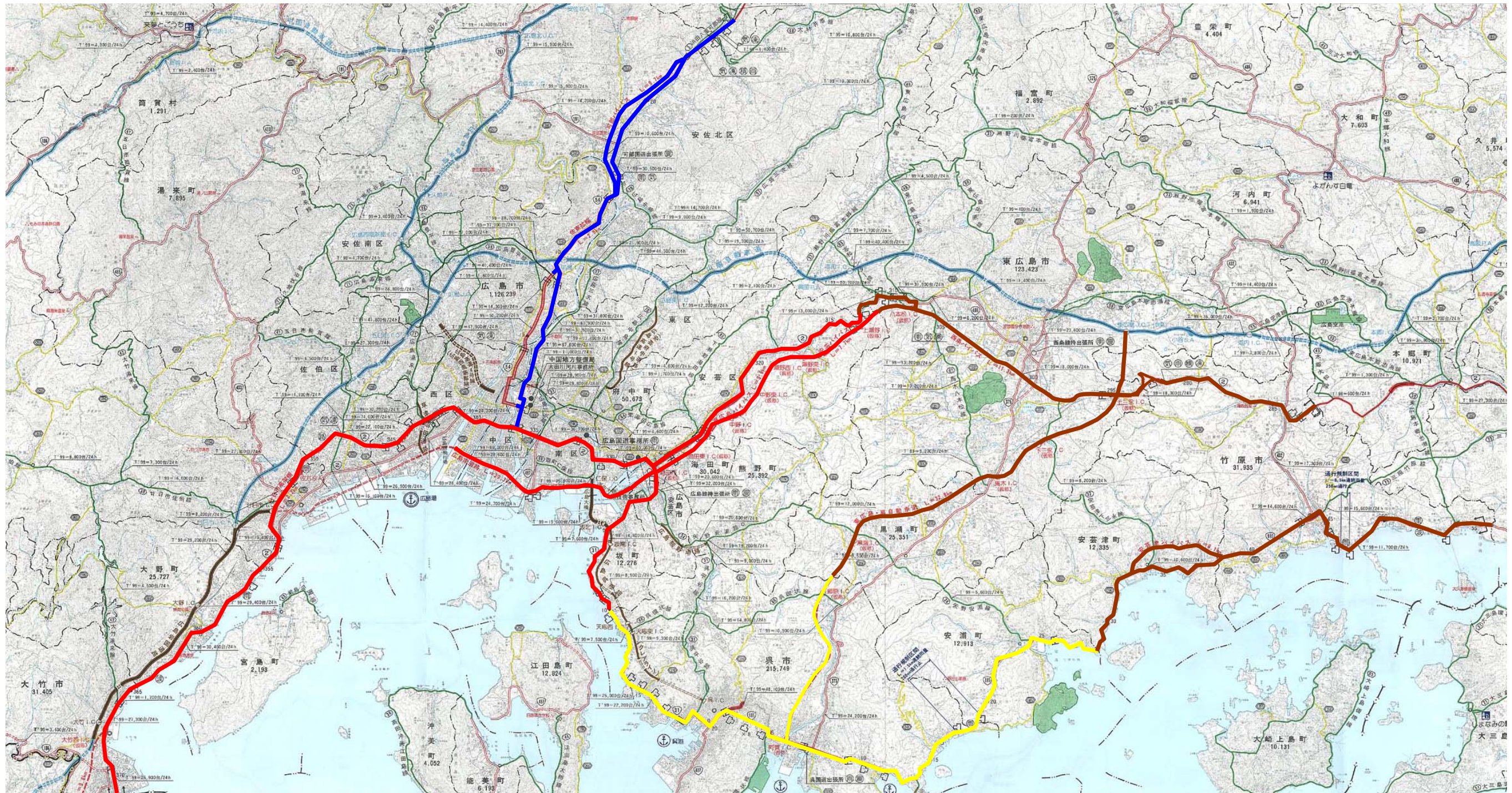
- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証等）
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

活動の実施体制

- 活動の実施体制（別記様式4） →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

道路災害応急対策担当区域図



- 可部地区
- 呉地区
- 西条地区
- 広島地区